

「働きやすい職場認証制度」 認証取得促進助成事業実施要綱

令和5年3月28日制定
(一社) 宮崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「宮ト協」という）の会員事業者が、運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む自動車運送事業者が取得出来る、「働きやすい職場認証制度」の認証取得に対し登録及び更新費用の一部助成を行い、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、宮崎県内に本社を置く会員事業者であり、当該年度の指定された期間内に認証機関である一般財団法人日本海事協会（以下「認証機関」という）を通して会員事業者が認証(新規・継続)登録を行った場合に、当該会員事業者に対し登録費用の一部を助成する。

ただし、前年度会費未納の事業者は助成対象外としない。

(助成金額)

第3条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、事業者の登録料のうち10,000円を助成する。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、宮ト協所定の様式「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成申請書に必要事項を記入押印の上、

- ①働きやすい職場認証制度登録証書の写し
- ②運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書(様式 A)の写し【海事協会提出書類】
- ③本申請にかかる本社・営業所一覧(様式 B)の写し【海事協会提出書類】
- ④審査・登録にかかる領収書の写しまたは支払いを証する書類

を添えて宮ト協へ請求する。

(助成金の交付)

第5条 宮ト協は、会員事業者からの前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めたときは会員事業者へ助成金の交付を行う。

ただし、書類の最終提出期限は令和6年3月15日とする。

また、助成金支払日に事業者が宮ト協の会員資格を喪失している場合は、助成金を支払わない。

(附 則)

本要綱は令和5年4月1日より施行する。